

様式第1号（第2条関係）

岩石採取計画認可申請書

平成 年 月 日

振興局長 殿

住 所
氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

印

登録番号 第 号

電話番号

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の区域				
(1) 所在地				
(2) 面積等	採取場の 総面積	m ²	今回採取 する場所 の面積	m ²
2 採取をする岩石の種類および数量				
岩石の種類				合計
採取量	t	t	t	t
3 採取の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			

4 岩石の採取の方法および採取のための設備その他の施設に関する事項				
(1) 掘削方法	イ 階段採掘 ロ 傾斜面採掘 ハ その他 ()			
(2) 掘採手段	手掘り ・ 機械掘り			
(3) 掘削用 機械器具	名 称	数 量	積載量 能力 時間当り	
(4) 運搬機械				
(5) 火薬使用	使用の有無	有 ・ 無		
	火薬の種類			
	年間使用 予 定 量	kg	kg	kg
	小割発破 の 有 無	有 ・ 無		

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法および施設に関する事項		
(1) 周辺の土地の利用状況	周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況	
(2) 崩壊防止	掘削面の高さ	最大高低差 (m) 階段掘りの 階段の高さ (m)
	掘削面の勾配	(度)
	保全区域	平均幅 (m) 最小幅 (m)
	防止方法	
(3) 飛石防止	切羽から最も近い民家までの距離 (m)	
	切羽から最も近い公共施設(道路・鉄道等)までの距離 (m)	
	防止方法	
(4) 粉じん防止	設備及び対策	
	大気汚染防止法による特定施設の届出	有 ・ 無

(5) 騒音防止	設備及び対策				
	騒音規制法による特定施設の届出		有 ・ 無		
(6) 汚濁水の 処 理	水洗の 状況	水洗の有無	有・無	使用水量	m ³ /日
		排 水 量	m ³ /日	排水の放流場所	
	谷川及 び湧水 の状況				
	処理系統図（集水面積、沈殿池の能力、凝集剤の利用状況等）				
	～ 泥 の 処理方法	堆積場の状況	面 積 （ m ² ） 土留施設		
		最 終 的 処分方法			
水質汚濁防止法による特定施設の届出			有 ・ 無		

(7) 脱水ケーキの処理	処理方法			
(8) 採取跡の措置	措置の方法	面積	時期	必要な費用
		m^2		円
		m^2		円
		m^2		円
		m^2		円
		m^2		円
	合計	m^2		円

6 岩石の賦存状況	
(1)地形・地質	
(2)岩石の走向 及び傾斜	
(3)岩石の 賦存量	
7 採取をする岩石の用途	
(1)採取する 岩石の用途	コンクリート用 t (年間予定量)
	道路用 t (年間予定量)
	砂 t (年間予定量)
	その他 t (年間予定量)
(2)主たる 出荷先	
8 廃土または廃石のたい積方法	
(1)表土の 厚さ	平均値 (m) 最大値 (m)
(2)廃土石 の発生量	(m ³)
(3)堆積場の 設置場所	
(4)堆積場 の能力	面積 (m ²) 容量 (m ³)
(5)廃土石の販 売等の状況	
(6)廃土石の処 理方法及び 崩壊、流出 防止の方法	

9 その他							
(1)採石法上の事務所	所在地						
	名称	TEL					
(2)従業員		事務	採石	破砕	運搬	その他	計
	直轄						
	請負						
	計						
(3)業務管理者	番号	氏名		住所			
(4)監督計画等	採石作業時間内での業務管理者の監督計画						

(5) 採石の権原	自己所有地	m ²			
	他人所有地	m ² 契約期間			
	公 有 地	m ²			
	採石権の設定	有 ・ 無	平成	年	月 日から
			平成	年	月 日まで
(6)管理機構 組織図					
(7)備 考	作業時間 夏 季 時 分から 時 分まで 冬 季 時 分から 時 分まで				

大分県岩石採取計画認可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）採石法施行令（昭和46年政令第279号。以下「政令」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）の施行に関し、岩石の採取計画の認可に係る事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第33条の認可を受けようとする者は、岩石採取計画認可申請書（様式第1号。以下「認可申請書」という。）を岩石採取行為（岩石の採取を目的とした準備行為を含む。）に着手する60日前までに、岩石採取場の所在地を管轄する振興局長に提出しなければならない。

ただし、岩石採取場が2以上の管轄区域にわたる場合の認可申請書の提出先は、認可申請書の1（2）「今回採取する場所の面積」の広く分布する振興局長とする。

2 前項の認可申請は、別紙1の「岩石採取計画認可申請書の作成要領」に基づいて作成しなければならない。

3 認可申請書の提出部数は、正本1部、副本3部とする。ただし、関係機関に照会する必要がある場合はその数を加えた副本とする。

(添付書類)

第3条 法第33条の3第2項の規定により、認可申請書に添付する規則第8条の15第2項に掲げる書類は、別紙2の「岩石採取計画認可申請書添付書類の作成要領」に基づいて作成するものとする。

(変更認可の申請)

第4条 法第33条の5第1項の規定により、法第33条の認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、岩石採取計画変更認可申請書（様式第2号。以下「変更認可申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- 一 認可を受けた認可申請書のうち、当該変更により記載内容の変更を必要とする書類
- 二 第3条の規定による添付書類のうち、当該変更により記載内容の変更を必要とする書類

2 第2条の規定は前項の規定による変更認可の申請に準用する。

(届出等への準用)

第5条 前条の規定は、法第33条の5第2項の規定による届出、又は法第33条の9の規定に基づき採取計画の変更を命ぜられた者にかかる採取計画の変更認可申請書について準用する。

(審査基準)

第6条 岩石の採取計画の認可に関する審査の基準は、関係法令によるほか、経済産業省資源エネルギー庁作成に係る採石技術指導基準書によるものとする。

(採取計画の認可の期間)

第7条 採取計画の認可の期間は、別表第1に定める場合を除き、5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、採取計画の認可の期間が他の法令による許可若しくは認可の期間又は土地を使用する権限が存続する期間と異なるときは、これらのいずれか短い期間を当該採取計画の認可の期間とする。

(認可期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、岩石採取期間特例承認申請書（様式第3号。以下「特例承認申請書」という。）1部及び認可申請書の副本1部を岩石採取行為（岩石の採取を目的とした準備行為を含む。）に着手する日の60日前までに岩石採取場の所在地を管轄する振興局長に提出し、承認された場合は、採取計画の認可の期間を7年以内とすることができるものとする。

2 前項の規定による特例承認申請書を提出することができる者は、過去5年間、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 申請に係る岩石採取場において、前回の認可期間が3年以下の者

二 申請に係る岩石採取場において、階段掘りにより採取していない場合若しくは防災施設を完備していない場合等認可計画又は他法令の規定に従わない採掘方法等により岩石採取計画を行った者

三 申請に係る岩石採取場において、認可計画の採取区域外を採取した者

四 申請に係る岩石採取場において、法第33条の5の規定による採取計画の変更手続きを行なわないで、認可計画にない施設（破砕、選別、洗浄施設等）を設置した者

五 申請に係る岩石採取場において、県が指示した事項について、示した期日までに対策を講じなかった者

六 申請に係る岩石採取場における岩石採取に関連し、法及び関係他法令による操業停止または改善命令等の処分を受けた者

七 申請に係る岩石採取場における岩石採取に関連し、人身事故を発生させた者

八 その他、法、施行令、施行規則、細則及びこの要綱の規定に違反して、計画の遵守能力に重大に疑義があると認められる者

3 第1項の規定による承認申請書が提出された場合の審査基準は、第6条に規定するほか、別表第2のとおりとする。

(市町村長の意見の聴取)

第9条 振興局長は、認可申請書または変更認可申請書を受理したときは、速やかに岩石

採取場が所在する市町村の長から採取計画について意見を聴くものとする。

(災害の報告等)

第10条 採石業者は、岩石の採取に伴う事故または災害が発生したときは、直ちに振興局長にその旨を通報するとともに、速やかに採石災害及び事故報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(休止または廃止の届出)

第11条 法第33条の10の規定による休止または廃止の届出書には、災害防止措置及びその状況を示す平面図及び岩石採取場の写真を添付しなければならない。

(立入検査)

第12条 振興局長またはその職員は、法第42条の規定による岩石採取場の立入検査を行った場合は、岩石採取場立入検査書（様式第5号）を作成し、また、災害防止のため改善を必要とする事項を発見したときは、岩石採取に係る指示書（様式第6号）を交付するとともに、指示事項については、採石業者から改善報告を求めるものとする。

2 前項の規定により改善報告を求められた採石業者は、速やかに指示された事項について適切な措置を講ずるとともに、岩石採取指示書に係る措置状況報告書（様式第7号）を示された期限までに振興局長に提出しなければならない。

(認可台帳)

第13条 振興局長は、法第33条の規定による認可、又は法第33条の5の規定による変更の認可を行った場合は、岩石採取計画認可台帳（様式第8号）に必要事項を記載するものとする。

(施行期日)

附 則

1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分		期 間
1	新規に岩石採取場を開設するとき	区分のいずれかに該当する場合 2年以内
2	他の採石業者が採取した岩石採取場を引き続いて採取するとき	
3	休止または廃止した採取場を再開するとき	
4	法第33条の13（緊急措置命令等）及び法33条の9（認可採取計画の変更命令）の規定に基づく命令を受け、改善を行った者が、認可の期間満了後、引き続き岩石の採取を行おうとするとき	

1	前回の認可期間中において、死亡事故が発生した者が、認可期間満了後、引き続き岩石の採取を行おうとするとき	区分のいずれかに該当する場合 3年以内
2	風化岩石（まさ土等）の採取であるとき	
3	前回の認可期間中において、県が指示書（様式6号）にて改善を指示した事項について、示した期限までに対策を講じなかったことがあったときや改善対策が十分でないことがあった者が、認可期間満了後、引き続き岩石の採取を行おうとするとき	
4	前回の認可期間満了時において、岩石採取計画または変更認可計画の履行状況が計画どおりでない者が、認可期間満了後、引き続き岩石の採取を行おうとするとき	

別表第2（第8条関係）

特例承認の基準

区分		期 間
1	岩石の採取について、申請人が7年以上の採取権限を有し、かつ採取区域に隣接してなお相当の用地が確保されている等、隣接地に亀裂、崩壊を来すおそれがないこと	区分のすべてを満たす場合 7年以内
2	既に採掘が終わっている箇所が残壁処理対策、採取跡地の埋戻し対策等が施行済みであって、採石跡地の災害防止対策上問題がなく緑化対策が適切に行われていること	
3	前回の採取計画の履行状態が良好であり、地元行政区、地権者等との間で、大きな紛争がないこと	
4	他法令等に基づく規制措置との整合性において、特に問題がないと見込まれるものであること	
5	当該、岩石採取場の業務管理者として登録を受けた者の講習会への出席が良好であると認められること	
6	県が採石災害防止に関する指示に対して、対応が適切であると認められること	

別紙 1

岩石採取計画認可申請書（様式第 1 号）の作成要領

1 申請年月日

申請年月日は、管轄の振興局に申請書を提出した年月日を記載すること。

2 住所、氏名、登録番号

住所、氏名、登録番号は、採石業者登録通知書と同一のものであること。

3 「1 岩石採取場の区域」

(1) 採取場の所在地は、土地登記簿上の地名、地番を記載するものとし、区域が 2 筆以上にわたる場合は、原則として代表地番のみを記載し、筆数に応じて「外〇筆」と記載する。

(2) 採取場の総面積は、岩石採取の事業に関する総面積とし、掘採箇所、プラント、堆積場、保全区域の全てを合計した面積を記載すること。

(3) 今回採取する場所の面積は、採取期間中に実際に岩石の採掘を行う区域の面積を記載すること。

4 「2 採取をする岩石の種類および数量」

(1) 岩石の種類は法第 2 条の規定による 24 種類の岩石名とし、通称名（真砂土等）があれば下段にカッコ書きで併記すること。

(2) 数量は採取期間中の総量を記載すること。

5 「3 採取期間」

(1) 第 7 条に定めるところにより、5 年以内とすること。

ただし、別表第 1 に該当する場合はその期間を上限とすること。

また、第 8 条（認可の期間の特例）の適用を受けた岩石採取計画については、特認された期間とすること。

(2) 土地使用についての契約、他法令による許認可等、他に期間の制限がある場合は、その期間内とすること。

6 「4 岩石採取の方法及び採取のための設備その他施設に関する事項」

(1) 掘削方法については、階段採掘、傾斜面採掘等の別を記載すること。

(2) 掘採手段について、手掘り、機械掘りの別を記載すること。

(3) 掘削用機械器具については、削岩機、削孔機、岩石切断機、その他主要掘採機械及び及び空気圧縮機、給水機、その他付属機械の名称、台数及び能力について記載すること。

(4) 運搬機械については、運搬に使用する機械の名称、台数及び能力を記載すること。

(5) 火薬使用については、使用の有無を記載し、使用する場合は火薬の種類並びに年間使用予定量及び小割発破の有無を記載すること。

(6) 破碎・選別の設備について、使用する機械の名称、出力及び能力を記載すること。

(7) 製品堆積場について、面積等を記載すること。

また、堆積場から主要な公道までの搬出経路を記載すること。

7 「5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法および施設に関する事項」

(1) 周辺の土地の利用状況について記載すること。

ア 採石場の立地条件について、周辺の土地の利用状況を記載すること。

(記載例)

- | |
|--|
| 1 隣接地において植林が行われている。
2 採石場から、〇〇m程度離れた場所に集落がある。 |
|--|

イ 周辺に存在する公共施設等の状況を記載すること。

(記載例)

- | |
|--|
| 1 切羽から、〇〇m程度離れた場所に国道がある。
2 採石場から、〇〇m程度離れた場所に〇〇川がある。 |
|--|

(2) 崩壊防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 掘削面の最大高低差を記載し、階段掘りを行う場合は一段当りの階段の高さを記載すること。

イ 掘削面の平均勾配を記載すること。

ウ 保全区域の幅について、平均幅及び最小幅を記載すること。

エ 防止方法について

(ア)表土の先行除去の状況を記載すること。

(記載例)

- | |
|--|
| 1 掘削箇所頂端から常時〇〇m以上表土を除去する。
2 表土の掘削面の勾配は〇〇度以下とする。 |
|--|

(イ)地質、地形、亀裂等の要因で、崩壊の可能性が高いと思われる地点がある場合は、対応策を記載すること。

(3) 飛石防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 切羽から最も近い民家までの距離を記載すること。

イ 切羽からもっとも近い公共施設までの距離を記載すること。

ウ 飛石防止の方法を記載すること。

(記載例)

- | |
|--|
| 1 発破を行う場合は、削孔方向、岩盤の亀裂及び装薬量等に注意する。
2 危険区域の道路に見張りを配置し、関係者以外が立入らないようにする。
3 サイレンを用いて警報等の通報を行う。 |
|--|

(4) 粉じん防止について次に掲げる事項等について記載すること。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定による「粉じん発生施設」の有無及び県知事への届出の状況を記載すること。

イ 粉じんの発生源（破碎、選別、運搬作業等）ごとに、粉じん防止のための設備及び対策について記載すること。

(記載例)

- | |
|--|
| 1 発破・選別施設のクラッシャー、スクリーン等の粉じん発生源は建屋で囲み、必要な箇所は集じん機又は散水機を設置する。 |
|--|

- | |
|-------------------------------|
| 2 ベルトコンベアーはフード等で覆うか、又は適時散水する。 |
| 3 進路部分は清掃に心がけ、適時散水する。 |

(5) 騒音防止について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 騒音規制法（昭和43年法律第98条）の規定による「指定地域」及び「特定地域」の状況について記載すること。
- イ 主な騒音発生源と騒音抑制のための設備及び対策について記載すること。

（記載例）

- | |
|--------------------------------|
| 1 早朝及び夜間の作業は行わない。 |
| 2 破碎・選別施設を建屋で覆い、消音効果のある部品を用いる。 |

(6) 汚濁水の処理について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 製品の水洗の有無及び使用する水量、排出量等を記載すること。
- イ 場内を流れる谷川や湧水がある場合は、導水の方法を記載すること。
- ウ 場内水の処理系統図を記載すること。（沈殿池の容量、凝集剤の使用の有無、場外への放流場所等）
- エ 汚泥の処理方法について記載すること。（浚渫した汚泥の乾燥用堆積場の面積及び土留施設の状況等）
- オ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による「特定施設」の有無及び県知事への届出の状況を記載すること。

(7) 脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 脱水ケーキの処理方法について記載すること。
- イ たい積場においてたい積処理した場合には、脱水ケーキの強度向上、サンドイッチ工法の採用等の災害防止のために講じる措置を記載すること。
- ウ 廃棄物最終処分場において処理する場合にはその旨を記載すること。

(8) 採取跡の措置について次に掲げる事項等について記載すること。

- ア 措置の方法は、ベンチのり面保護工事、ベンチ植栽、掘採取の充填、及び排水溝敷設等、採取跡に災害防止のために実施する方法を記載すること。
- イ 面積は、当該措置を実施する面積を記載すること。
- ウ 時期は、当該措置を実施する時期（採取中随時又は採取終了時等）を記載すること。
- エ 必要な費用は、当該措置を実施するために必要な費用を記載すること。

8 「6 岩石の賦存の状況」

(1) 地形・地質について記載すること。

（記載例）

- | |
|---|
| 1 採取区域は、大野川層郡と呼ばれる中世代白亜紀に属する堆積岩からなり、地形は急峻である。賦存岩石を主とし、頁岩、礫岩を介在している。 |
|---|

(2) 岩石の走向及び傾斜について記載すること。

（記載例）

- | |
|---------------------------------|
| 1 走向はN10°～20°E、傾斜は30°～40°程度である。 |
|---------------------------------|

(3) 岩石の賦存量を記載すること。

9 「7 採取をする岩石の用途」

(1) 採取をする岩石の用途について、その数量を記載すること。

(2) 主な出荷先（県内、〇〇県）を記載すること。

10 「8 廃土または廃石のたい積の方法」

(1) 表土の厚さについて、平均値及び最大値を記載すること。

(2) 廃土石の発生量（認可期間中の総量）を記載すること。

(3) 堆積場の設置場所を記載すること。（採石場から離れた場所の場合は地番を記載すること。）

(4) 堆積場の面積及び堆積可能量を記載すること。

(5) 販売等の方法で処理する状況を記載すること。（用途、量）

(6) 廃土石の処理方法について、堆積の方法（整形、転圧、植栽等）、を記載すること。

11 「9 その他」

(1) 採石法上の事務所について、所在地、名称及び電話番号を記載すること。

(2) 従業員の状況を記載すること。

(3) 業務管理者の設置状況を記載すること。

(4) 採石作業時間内での業務管理者の監督計画を記載すること。

（記載例）

- | |
|--|
| <p>1 毎日、始業前に作業員の点呼を行い、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。</p> <p>2 毎日1回以上採石場を巡回し、次の点を重点的に監督する。</p> <p>(1) 採取計画に従った採取方法を行っているか、特に切羽の高さ、ベンチの幅及び傾斜角度並びに亀裂や浮石の点検を行う。</p> <p>(2) 発破の際、飛石等による災害が発生しないよう立会う。</p> <p>(3) プラント、沈殿池等の公害防止機能が十分に働いているか点検する。</p> <p>(4) 廃土、廃石のたい積場の防災措置が十分になされているか点検する。</p> <p>(5) 搬出車両の過積載がないか点検する。</p> |
|--|

(5) 採石の権原について、自己所有、他人所有及び公有地ごとの面積を記載するとともに、契約により採石権を設定している場合はその期間を記載すること。

(6) 管理機構組織図を記載すること。

(7) 標準的な作業時間を記載すること。

(8) 掘採終了時の措置を備考欄に記載すること。

ア 保全区域の崩壊防止措置を記載すること。

イ 残壁の崩壊防止措置を記載すること。（法面の処理、緑化等）

ウ 立入禁止の柵や標識の設置について記載すること。

別紙 2

岩石採取計画認可申請書添付書類の作成要領

- 1 位置図（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第一号）
 - (1) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す縮尺 1/50,000 の地図とすること。
(国土地理院発行によるものが望ましい。)
 - (2) 採石場の位置及び搬出経路を赤線で記入すること。
 - (3) プラント、堆積場等が離れたところにある場合は、その位置も赤線で記入すること。
- 2 見取図（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第二号）
 - (1) 採取場及びその周辺の状況を示す縮尺 1/3,000 から 1/5,000 の図面とすること。
 - (2) 見取図には次の事項を明示すること。
 - ア 岩石採取場の区域
 - イ 切羽、廃土石の堆積場、破砕選別施設、沈殿池、その他災害防止設備等の各種施設の設置場所
 - ウ 採取場周辺役 300 m の範囲内にある人家、農地、道路、河川、沼地、公園、学校、病院等の位置
 - エ 標識の設置場所
 - オ その他参考となる事項
- 3 実測平面図（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第三号）
 - (1) 採取場の状況を示す縮尺 1/500 から 1/1,000 の図面とすること。
 - (2) 必ず実測したものとし、縮尺、測量年月日及び測量者名を記入すること。
 - (3) 平面図に表示する範囲は、採取場及び境界から 20 m 以上外側（測量可能な範囲でよい。）までとすること。
 - (4) 平面図には次の事項を色分けなどをして明示すること。
 - ア 採取区域の表示は前回までの採取地、今回の申請に係る採取地及び今後の計画採取地
 - イ 採取場の境界、保全区域、廃土石堆積場、破砕選別施設、沈殿池、汚水処理施設、火薬庫等の位置
 - ウ 周辺にある道路、建物、河川、農業用施設等の位置
 - エ 採取区域を明示する標識（杭）の位置（標識には番号を付けておくこと。）
 - オ 等高線（原則として 2 m 間隔とすること。）
 - カ 縦断測量の測点
 - キ その他参考となる事項
- 4 実測横断面図（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第四号）
 - (1) 縮尺は 1/500 から 1/1,000 とすること。
 - (2) 必ず実測したものとし、縮尺、測量年月日及び測量者名を記入すること。
 - (3) 横断箇所の測点間距離は、原則として 20 m とすること。
 - (4) 横断面図には次の事項を明示すること。
 - ア 土地の境界、保全区域、残壁の高さ、階段の幅（小段の寸法）及び法勾配等
 - イ 年度別採取計画断面（色分けすること。）

ウ その他参考となる事項

- 5 実測縦断面図（施行規則第8条の15第2項第四号）
実測横断面図に準じて作成すること。
- 6 採石業者の登録を受けていることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第五号）
- 7 土地に関する権利を証する書面（施行規則第8条の15第2項第七号）
 - (1) 使用する土地を、地番ごとに地目、面積、所有・借用の別について、一覧表に整理すること。
 - (2) 土地の所有権の状況により次の書類を添付すること。
 - ア 自己所有の土地の場合
土地の登記簿謄本及び字図
 - イ 他人所有の土地の場合
土地所有権者、利害関係者と申請者との間の契約書の写し及び字図、又は土地所有権者等の同意書の写し及び字図
 - ウ 土地に関する権限を取得する見込みが十分である場合
土地売買の予約契約書等の通知及び字図
- 8 他の行政庁の許認可を受けていることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第八号）

他法令による許認可を必要とする場合は、許認可の期間、区域等を示す次の書類を添付すること。

 - ア 許認可を受けている場合
行政庁の発行した許認可証の写し
 - イ 許認可を受ける見込みのある場合
行政庁に提出した申請書等の写し（農地法第5条の規定に基づく農地の一時転用許可申請等）
- 9 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面（施行規則第8条の15第2項第十号）

採取計画に定められている採取跡の措置の実施に必要な工事費用の確保の方法を記載すること。

(参考)

資金計画の例

1. 採取跡の措置の実施に必要な工事費用

	(工事費用)
ベンチのり面保護工事	〇〇〇万円
ベンチ植栽	〇〇〇万円
掘採取の充填	〇〇〇万円
排水溝敷設	〇〇〇万円

合 計	〇〇〇万円
2. 必要資金確保の計画	
上記 1. に必要な資金の確保の方法。	
①自己資金	〇〇〇万円
②借入金	〇〇〇万円
③積立金	〇〇〇万円
④その他	〇〇〇万円
合 計	〇〇〇万円

- 10 岩石賦存量計算書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）
 今回の申請に関する岩石採取量を、実測図面に基づいて重量（t）で算出すること。
 （実測平面図等の余白に記入してもよい。）
- 11 丈量図（求積図）（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）
 （1）縮尺は 1/500 から 1/1,000 とすること。
 （2）採取場の全区域及び今回採取する区域の面積を、原則として三斜法により計算し、寸法線及び寸法はそのまま記載しておくこと。
 （3）面積計算書を作成すること。
- 12 廃土石堆積方法計画書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）
 任意の縮尺により、堆積場全体を示す実測した平面図、縦断面図及び横断面図を作成し、次の事項を表示すること。
 ア 堆積前の地盤、既堆積地盤及び認可期間終了時予定地盤
 イ 土留施設
 ウ 堆積場ごとの堆積量
 エ 堆積の方法
 オ 廃土石及び汚濁水の流出の防止方法
- 13 土留施設計画書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）
 （1）製品及び廃土石の堆積場等において土留め施設を設置する場合には、設置場所、寸法及び構造を表示すること。
 （2）土留施設の崩壊が災害の原因となる場合には、強度計算を行い、その結果を記載すること。
- 14 廃水処理施設設計書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）
 （1）降雨水及び湧水等の場内水の処理方法について、次の事項を表示すること。
 ア 素堀溝、U 字溝、ヒューム管及び沈殿池等の集排水施設の企画及び系統図を表示すること。
 イ 集水面積、流出係数及び降雨強度により、集排水の系統ごとに流出量を計算し、安全性を検討して書面として表示すること。

- (2) 放流先の河川等の名称及び利用状況（農業用水、内水面漁業水域等）を記載すること。（農業用水、内水面漁業水域等）
- 15 汚水処理施設設計書（施行規則第8条の15第2項第十一号）
砕石プラントが湿式である場合の洗浄汚濁水について、処理方法を表示すること。
- 16 破砕選別施設系統図（施行規則第8条の15第2項第十一号）
縮尺1/200程度の配置平面図及び系統図を作成とすること。
- 17 発破規格図（施行規則第8条の15第2項第十一号）
任意の縮尺により、削孔長、削孔径、削孔方向、削孔間隔、装薬量（1回当たり及び1孔当たり）、爆薬の種類、発破係数、最小抵抗線及びベンチ高等を図示すること。
- 18 業務管理者であることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第十一号）
業務管理者試験の合格所又は認定書の写し